

非化石証書代理購入サービス
約款

2025 年 2 月 1 日 実施
第 2.1 版

株式会社エナリス

第1条（目的）

非化石証書代理購入サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社エナリス（以下、「当社」といいます。）が非化石証書代理購入サービス（以下、「本サービス」といいます。）を、本サービス利用申込者（以下、「契約者」といいます。）に提供するにあたり、サービス内容、遵守事項などを定めたものです。なお、本サービスで取り扱う非化石証書は、トラッキング付 FIT 非化石証書（以下、「非化石証書」といいます。）です。

第2条（サービスの構成要素）

1. 本サービスは、当社が契約者に対して以下業務を実施することから構成されます。
 - （1）非化石証書の調達に関する見積提示
 - （2）前号に基づき、契約者に代わり、日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）が開く非化石価値取引市場（以下、「市場」といいます。）に対し入札する手続き
 - （3）市場で約定した非化石証書（PDF ファイル）の納品
 - （4）その他、当社が定めるサービス
2. 本サービスは、前項に基づき当社が契約者に対して実施する業務によって、非化石証書購入に関する手続きの負担を軽減することを目的として行われるサービスです。
3. 市場への入札において、契約者が希望する運開後 15 年未満、発電設備区分および設備の所在地（以下、併せて「属性情報」といいます。）の割り当てが実現できない場合、JEPX は無作為に割り当てし、契約者の希望と異なる属性情報で約定されます。

第3条（申込方法）

1. 契約者は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に非化石証書に関する希望調達量、属性情報、その他の必要事項を記入し当社に提出することで、本サービス利用のための申込みを行うものとします。ただし、非化石証書の入札時期ごとに当社が定める申込期限を過ぎて申込を受けることはできません。
2. 当社は、契約者に理由を開示することなく本約款第4条第1項に基づく判断により、本サービス利用申込みを承諾しない場合があります。
3. 契約者が申込書に記入した内容に誤りがあったことにより、契約者に損害もしくは不利益が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用に関する契約（以下、「利用契約」といいます。）は、当社が本約款第3条に基づく契約者のサービス利用申込みを承諾した時点で成立するものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
 - （1）契約者が、当社へサービス料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - （2）契約者が、申込み時に当社に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
 - （3）その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
2. 前項により、当社の承諾を受けた契約者は、本約款の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。

第5条（契約期間）

本サービスにおける契約期間の開始日は、本約款第4条第1項で規定した利用契約の成立日とします。契約期間の終了日は、非化石証書（PDF ファイル）の納品日または、契約者が本約款第7条のサービス料金を当社に支払った日のいずれか遅い日とします。

第6条（契約の解約・変更）

本約款第4条の利用契約の成立後は、契約者による契約の解約及び非化石証書に関するいかなる申込内容の変更は

できないものとします。ただし、JEPXでの入札において、希望購入量が約定せず当該未約定の注文が取り消しとなる場合は、この限りではありません。

第7条（サービス料金）

1. 当社は、非化石証書調達費用と当社代理購入手数料の合算をサービス料金（以下、「サービス料金」といいます。）とします。非化石証書調達費用とは、入札単価に売買取引手数料単価を加算したものに調達量を乗じたものをいいます。当社代理購入手数料とは、代理購入手数料単価に希望調達量を乗じたものをいいます。具体的な単価は、別途、契約者にお渡しする見積書及び申込書に記載のとおりとします。ただし、申込書に記載する属性情報、電力メニュー、事業所名および需要場所の各内容が異なる毎に1注文とし、1注文あたりの当社代理購入手数料の最低金額は申込書に記載のとおりとします。
2. 当社は前項に基づき請求書を作成し、電子メールによる送信またはウェブページへの掲載など当社が適当と判断する方法で契約者に請求書を開示するものとします。
3. 本約款第2条第3項で定める場合においても、契約者はサービス料金を支払うものとします。
4. 約定した調達量が申込書に記入した希望調達量を下回る場合には、約定した調達量を基準とした費用と代理購入手数料を再計算し、請求します。ただし、非化石証書が約定しなかった場合は、当社はサービス料金を請求しません。
5. 当社は、入札時期の翌月第6営業日までに請求書を発行します。サービス料金の支払期日（以下、「本支払期日」といいます。）は、請求書発行日の属する月の末日とし、契約者は、当社の指定する銀行口座に振込みにて支払うものとします。なお、本支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、当該金融機関の前営業日に支払うものとします。振込手数料は契約者の負担とします。
6. 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めた場合に、入札時期以前にサービス料金の支払を請求することができるものとします。この場合、契約者は、当該請求に基づき支払うものとします。
7. 当社は、第5項に基づく請求書の発行が遅延した場合、本支払期日について、同項の規定にかかわらず、請求書の発行が遅延した日数に応じて繰り下げるものとします。
8. 利用契約の成立後、契約者が本支払期日までにサービス料金を支払わなかった場合、当社は、本支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 10%の割合（年 365 日の日割換算）で計算した金額を延滞利息として契約者に請求することができるものとします。

第8条（契約者の遵守事項）

契約者は本サービスの提供を受けるにあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- （1）当社に対し、入札に関する業務およびそれに伴う事務業務を委託すること
- （2）当社に対し、本サービスを実施するのに必要な範囲で、本サービス実施以前に当社が求める情報を開示すること
- （3）当社が、本サービスを実施するのに必要な範囲で、前号で定める情報を業務委託先に開示することを許容すること
- （4）当社が、本サービスを実施するのに必要な範囲で、書類への記載・捺印等の業務を依頼した場合、可能な限り速やかに対応を行うこと
- （5）その他、当社が契約者に別途通知する事項

第9条（禁止事項）

契約者は以下の行為をしてはならないものとします。

- （1）当社に対して、虚偽または不正確な情報を提供すること
- （2）非化石証書の転売
- （3）その他、当社が契約者に別途通知する事項

第10条（免責事項）

1. 当社は、本約款第3条第1項の申込み内容に基づき、市場への入札を代行しますが、調達を確約するものではありません。

2. 次の各号に掲げる事項により契約者に生じたいかなる損害に関して、当社は一切の責任を負いません。

（1）当社の責めに帰さない事由により非化石証書が約定しなかった場合

（2）本約款第2条第3項所定の事由によって契約者の希望と異なる属性情報の非化石証書が約定した場合

3. 契約者が本約款第8条を遵守しないことにより契約者が損害を受けた場合、当社はその損害について賠償の責を負いません。

4. 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によって契約者もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくは契約者はその損害について賠償の責を負いません。

5. 当社は、契約者による非化石証書の利用及び管理に関して、一切の責任を負いません。

第11条（機密保持）

1. 当社および契約者は本サービスの提供に関連して相手方より開示された情報のうち適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により機密である旨明示された情報について、本サービス遂行の目的以外では使用せず、相手方の事前の同意なくして第三者に対して開示しないものとします。ただし、以下の情報については除外するものとします。

（1）相手方から開示を受ける前に、正当に保有していた情報

（2）相手方から開示を受ける前に、公知となっていた情報

（3）相手方から開示を受けた後に、自らの責に帰すべからざる事由により公知となった情報

（4）当社および契約者が、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

（5）当社および契約者が、開示された機密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうる情報

（6）法令または裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報

2. 当社は、前項によらず、本サービスの提供に必要な範囲内で、当社が定める業務委託先に機密情報を開示することができるものとします。その際には、当社は当該業務委託先に機密保持義務を遵守させるものとし、当該業務委託先が原因で発生した機密情報の漏えいに関して一切の責任を負うものとします。

第12条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に際し契約者より取得した個人情報を法令および当社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護するものとします。

2. 当社は、契約者の個人情報を以下の目的で使用します。

（1）各種サービスの提供のため

（2）利用契約に基づく契約者管理のため

（3）請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため

（4）サービス提供する上で必要な情報等を契約者にお届けするため

（5）当社ヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の本人確認のため

（6）現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため

（7）営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため

（8）新サービスの案内および情報提供（広告を含む）のため

3. 当社は、前項の使用目的範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。

4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。

（1）あらかじめ契約者の同意が得られている場合

（2）法令に基づき開示しなければならない場合

（3）人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

（4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第13条（損害賠償）

1. 当社および契約者は、本約款に定める条項の一つにでも違反した場合は、相手方に対し、当該違反行為から現実が発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとし、二次的損害または逸失利益に係る損害については、賠償の責を負いません。

2. 当社の責めに帰すべき事由によって、契約者が損害を被った場合に当社が契約者に支払う損害賠償額は、当社が受領する予定の当社代理購入手数料を上限額とします。

第14条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを利用する権利または契約上の地位の全部または一部を、書面による当社の事前の許可なく、第三者に対し譲渡、貸与その他の方法で処分または承継させないものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解除することができるものとします。

（1）暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）である場合、または反社会的勢力であった場合

（2）自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合

（3）当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

（4）自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合

（5）自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

2. 当社は、前項により利用契約を解除した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第16条（契約解除）

1. 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合、契約者に催告を行うことなく、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

（1）契約者が本約款に違反し、当社からの催告に関わらず、1ヶ月以内に是正しないとき

（2）契約者が破産、特別清算、民事再生・会社更生の申立てをした場合または、他から申立てをされたとき

（3）契約者が仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差し押さえされたとき

（4）契約者が手形、小切手の不渡り、銀行取引停止処分を受けたとき

（5）契約者が監督官庁からの営業許可の取消し、停止などの処分を受けたとき

（6）契約者が本サービスの料金または当社の他サービスの料金を滞納し、かつ、催促しても1ヶ月以上支払わないとき

（7）契約者が租税滞納処分を受けたとき

（8）契約者が解散または事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき（ただし、事業譲渡において、地位を承継した場合、事業譲渡前の条件と同じ条件で承継者の利用を認める場合があります）

第 17 条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 18 条（合意管轄）

本約款に関し契約者と当社間に生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（協議）

本約款に定めのない事項、その他本約款各条項の解釈に疑義を生じた場合は、その都度契約者と当社で協議のうえ決定します。

第 20 条（存続条項）

利用契約終了後も、第 11 条（機密保持）、第 12 条（個人情報の保護）、第 13 条（損害賠償）、第 17 条（準拠法）、第 18 条（合意管轄）、第 19 条（協議）の規定は、なお有効に存続するものとします。

第 21 条（約款の変更）

1. 当社は、当社の都合により、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後のサービス提供条件は、変更後の非化石証書代理購入サービス約款によるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、あらかじめ変更内容およびその効力発生時期を電子メールによる送信またはウェブページへの掲載など当社が適当と判断する方法で契約者に通知するものとし、それ以後契約者が本サービスを利用した時、または本サービスに関連する手続きを行った時、当該契約者がその内容を承認したものとみなします。

第 22 条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部または全部を廃止できるものとします。
2. 当社は、本サービスの一部及び全部を廃止する場合、廃止日の 3 ヶ月前までに電子メールによる送信またはウェブページへの掲載など当社が適当と判断する方法で契約者に通知するものとします。